

令和2年度中における犯罪被害給付制度の運用状況について

1 申請及び裁定の状況

(1) 申請の状況

区 分	30年度	元年度	2年度	前年度比
申請に係る被害者数 (申請件数)	386 (455)	385 (470)	369 (440)	-16 (-30)
遺族給付金 (申請件数)	123 (192)	132 (217)	118 (189)	-14 (-28)
重傷病給付金	160	157	163	+6
障害給付金	103	96	88	-8

(2) 裁定の状況（当該年度以前の申請分を含む）

区 分	30年度	元年度	2年度	前年度比
裁定に係る被害者数 (裁定件数)	329 (370)	375 (461)	296 (377)	-79 (-84)
支給裁定 (裁定件数)	295 (332)	316 (393)	263 (338)	-53 (-55)
遺族給付金 (裁定件数)	89 (126)	116 (193)	103 (178)	-13 (-15)
重傷病給付金	123	109	98	-11
障害給付金	83	91	62	-29
不支給裁定 (裁定件数)	34 (38)	59 (68)	33 (39)	-26 (-29)

仮給付決定に係る被害者数 (決定件数)	4 (4)	10 (10)	7 (10)	-3 (±0)
------------------------	----------	------------	-----------	------------

- 裁定までに要した期間は平均約7.0か月・中央値約4.7か月
- 1年以内の裁定は85%

2 不支給裁定の理由

(単位：人)

給付金の算定額を上回る労災補償、損害賠償等の受領が判明した	18
被害者に犯罪行為を誘発する行為、著しく不正な行為等があった	5
犯罪被害に該当しなかった	5
被害者と加害者との間に夫婦関係等一定の親族関係があった	4
遺族給付金の申請者が第一順位遺族ではなかった	1
合 計	33

3 支給裁定額の状況

(単位：千円)

区 分	裁定額	前年度比	平均	前年度比	最高額
遺族給付金	607,679	-104,462	5,900	-239	22,442
重傷病給付金	24,051	-2,297	245	+3	1,200
障害給付金	193,360	-97,512	3,199	-77	21,888
裁定総額	825,090	-204,271			

(※千円未満四捨五入)

- 申請・裁定件数、裁定総額はいずれも減少
- 減額裁定（被害者数）は79件（被害者-24人）

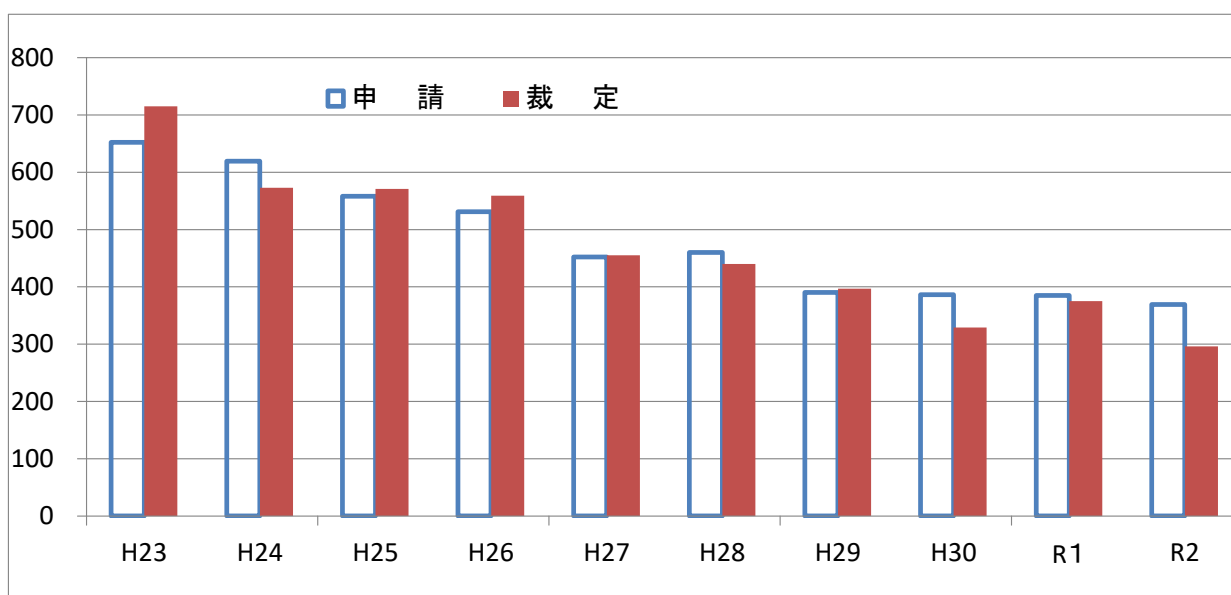
4 国家公安委員会に対する審査請求の状況

- 請求 12件（前年度比+1件）
- 裁決 11件（前年度比-6件）

犯罪被害者等給付金の支給申請及び裁定の推移

1 給付金の申請及び裁定の推移（年度別、被害者ベース） ※裁定額の単位は百万円

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
申請	652	619	558	531	452	460	390	386	385	369
裁定	715	573	571	559	455	440	397	329	375	296
裁定額	2,065	1,509	1,233	1,243	991	882	1,001	724	1,029	825



2 審査請求の推移（年度）

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
受理件数	14	12	8	13	18	8	22	10	11	12
処理件数	5	10	11	11	8	12	15	17	21	11

※ H24, H25, H26の処理件数には、それぞれ取下げ1件を含む。

※ H29の処理件数には、取下げ2件を含む。

※ R1の処理件数には取下げ4件を含む。